

不在者投票をするにあたって

■選挙の種類

第50回衆議院議員総選挙・第26回最高裁判所裁判官国民審査

■不在者投票の期間

令和6年10月16日（水）から10月26日（土）まで

※衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査を同時に投票することができます。

■不在者投票の流れ

不在者投票は、投票当日投票所投票主義の例外として、投票日の前にあらかじめ投票させる制度です。

この制度により、選挙当日において別紙に記載されるいずれかの事由に該当すると見込まれる方は、不在者投票をすることができます。

① 宣誓書（兼投票用紙等請求書）を提出します。

【本人 → 滝上町選挙管理委員会】

※請求書は別紙様式参照



② 請求書の住所に投票用紙等が送付されます。

【滝上町選挙管理委員会 → 本人】



③ 郵送された投票用紙等を持参のうえ、最寄りの投票所で速やかに投票を行ってください。

【本人 → 最寄りの選挙管理委員会】

※投票所に持参するもの

- ・ 投票用紙
- ・ 不在者投票用封筒
- ・ 不在者投票証明書

（印鑑不要）

<注意事項>

送付された投票用紙に自宅等で記入したり、不在者投票証明書が入っている封筒を開封したりすると、投票ができなくなりますのでご注意ください。

〒099-5692

紋別郡滝上町旭町

滝上町選挙管理委員会

TEL0158-29-2111（内線 258・259）

FAX0158-29-3588